平成２６年（フ）第７４３号
広島市佐伯区八幡東３丁目25番10―201号
債務者　千頭　俊一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５３号
広島市中区吉島西３丁目６番15―404号
債務者　古田美枝子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７７号
広島市西区新庄町19番４―201号
債務者　吉田　聡子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
山口県長門市油谷蔵小田2616番地３、前住所福岡県八女市蒲原1016番地　シャトープルミエールＡ101号
債務者　川村　真実
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２５１号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田649番地５
債務者　志村**ゑ**け子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
長野市大字大豆島5911番地３
債務者　伊東　　健
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山472番地
債務者　兵頭千恵美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３２７号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町６丁目77番地６
債務者　大垣　優子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７４号
岐阜県可児市今渡618番地68、前住所愛知県小牧市大字林35番地６
債務者　今富　裕一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１０１号
三重県名張市桔梗が丘６番町３街区48番地、前住所三重県名張市赤目町檀179番地２
債務者　吉藤　光義
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１４０号
滋賀県彦根市外町186番地１　202号
債務者　林　　太一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５５号
広島県三原市幸崎久和喜13番２号
債務者　吉永　定義
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２６１号
宮崎市松橋２丁目３番29号、前住所宮崎市南高松町２番20号
債務者　大戸　謙二
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５９号
宮城県柴田郡大河原町字南桜町７番地６
債務者　小河原一樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５１号
福島県郡山市三穂田町富岡字大沢原14番地、前住所福島県本宮市本宮字弁天64番地７
債務者　大和田清巳
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
長野県安曇野市堀金烏川5071番地２
債務者　岩渕　嗣郎
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６７号
長野県茅野市宮川10171番地４
債務者　守屋　佳世
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第６８号
長野県下伊那郡松川町元大島3039番地３
債務者　木下　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長野地方裁判所飯田支部